

石巻市公共物管理条例 新旧対照表
[平成30年4月1日改正]

改正					
区分	形態又は種類		単位	使用料	
使用	柱類	第1種電柱	1本につき1年	350	
		第2種電柱		540	
		第3種電柱		730	
		第1種電話柱		320	
		第2種電話柱		500	
		第3種電話柱		690	
		その他の柱類		32	
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	3
	地下電線その他地下に設ける線類			2	
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	960	
	管類	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	13
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの			19
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの			28
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの			38
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの			57
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの			76
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの			130
		外径が0.7m以上1m未満のもの			190
		外径が1m以上のもの			380
	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場		使用面積1㎡につき1月	64	
	農地		1㎡につき1年	5	
採草放牧地		3			
その他	工作物を設置する場合	170			
	工作物を設置しない場合	100			
収益	土砂		採取量1㎡につき	150	
	砂			170	
	切込砂利			180	
	砂利(径8cm未満のもの)			200	
	栗石(径8cm以上15cm未満のもの)			200	
	玉石(径15cm以上60cm未満のもの)			230	
	軽石(径60cm以上のもの)			370	

現行					
区分	形態又は種類		単位	使用料	
使用	柱類	第1種電柱	1本につき1年	360	
		第2種電柱		550	
		第3種電柱		740	
		第1種電話柱		320	
		第2種電話柱		510	
		第3種電話柱		700	
		その他の柱類		32	
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	3
	地下電線その他地下に設ける線類			2	
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	1,100	
	管類	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	13
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの			19
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの			29
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの			38
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの			57
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの			76
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの			130
		外径が0.7m以上1m未満のもの			190
		外径が1m以上のもの			380
	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場		使用面積1㎡につき1月	64	
	農地		1㎡につき1年	5	
採草放牧地		3			
その他	工作物を設置する場合	170			
	工作物を設置しない場合	100			
収益	土砂		採取量1㎡につき	150	
	砂			170	
	切込砂利			180	
	砂利(径8cm未満のもの)			200	
	栗石(径8cm以上15cm未満のもの)			200	
	玉石(径15cm以上60cm未満のもの)			230	
	軽石(径60cm以上のもの)			370	